

菊川市耐震改修促進計画



平成 19 年 6 月

菊川市

目 次

1 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定	— 1
（1）想定される東海地震の規模、想定される被害の状況	1
（2）耐震化の現状と目標設定	1
（3）市が所有する公共建築物の耐震化の目標設定	5
2 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策	— 6
（1）耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組方針	6
（2）耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策	6
（3）安心して耐震改修を行うことができる環境の整備	7
（4）地震時の総合的な安全対策	7
（5）優先的に着手すべき建築物等の設定	7
3 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及	— 9
（1）ハザードマップの作成・公表	9
（2）相談体制の整備・情報の充実	9
（3）パンフレットの作成とその活用	9
（4）リフォームにあわせた耐震改修の誘導	9
（5）町内会等との連携	9
4 その他耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項	— 10
（1）関係団体による協議会の設置、協議会による事業の概要及び連携	10
（2）その他	10
※ 資料	11

菊川市耐震改修促進計画

菊川市耐震改修促進計画は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）第5条第1項に基づき、市内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るために策定するものである。

1 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定

(1) 想定される東海地震の規模、想定される被害の状況

地震の規模はマグニチュード8程度とし、想定される被害は平成13年5月策定の第3次地震被害想定とする。

本市内の人的被害は、表1-1のとおりであり、死者数は「予知なし」・「冬の朝5時」が一番大きく、99人で、建物の倒壊による死者は81人で大半を占めている。建物被害のうち、地震動と液状化による被害は、大破2,996棟、中破5,770棟、一部損壊4,848棟である。

表1-1 東海地震被害想定[第三次被害想定 菊川市分 [予知なし・冬の朝5時]]

(単位：人、棟)

被害区分		被害者数	被害区分		被害棟数
人的被害	死者	99※《81》	建物被害	大破	2,996
	重傷者	271《93》		中破	5,770
	中等傷者	1,295《830》		一部損壊	4,848

《 》：うち建物の倒壊による人的被害数

(2) 耐震化の現状と目標設定

ア 住宅

平成15年の住宅・土地統計調査によると、本市の住宅の耐震化の状況は表1-2のとおり、居住世帯のある住宅約1万3千戸のうち、耐震性がある住宅は約1万戸で耐震化率は76.1%である。

東海地震による人的被害を半減させるためには、減災効果の大きな住宅の耐震化に継続的に取り組んでいく必要があり、静岡県耐震改修促進計画を踏まえ、住宅の耐震化率を10年後（平成27年度末）に90%とすることを目標とする。

表 1-2 住宅の耐震化の現状と耐震化の目標 (平成15年住宅・土地統計調査による) (単位:棟)

区分	昭和 56 年 以降の住宅 ①	昭和 55 年以前 の住宅②	住宅数 ④ (①+②)	耐震性有 住宅数 ⑤ (①+③)	現状の耐震化率 (%) (平成 17 年度末) ⑤/④	耐震化率の目 標 (%) (平成 27 年度末)
		うち 耐震性有③				
木造	6,200	3,600	9,800	6,632	67.7	—
		432				
非木造	3,510	190	3,700	3,654	98.6	—
		144				
合計	9,710	3,790	13,500	10,286	76.2	90
		576				

平成 15 年の住宅・土地統計調査によると、平成 11 年から平成 15 年の 5 年間に耐震改修を実施した住宅 (持ち家) の戸数は、表 1-3 のとおりであり、昭和 55 年以前に建築された住宅の耐震改修は 5 年間で 120 戸実施され、1 年間の平均は 24 戸である。

また、プロジェクト「TOUKAI-0」事業の実績は、表 1-4 のとおりである。

表 1-3 住宅 (持ち家) の耐震改修状況 [平成 15 年住宅・土地統計調査] (単位:戸)

区分	総数	うち耐震工事済 (H11~H15)
一戸建て (昭和 55 年以前に建築されたもの)	2,790	120
長屋・共同建て等 (昭和 55 年以前に建築されたもの)	10	0
合計	2,800	120

表 1-4 プロジェクト「TOUKAI-0」事業の実績 (単位:件)

事業名	~H13	H14	H15	H16	H17	合計
わが家の専門家診断事業 (住宅の耐震診断)	755	230	52	25	39	1,101
既存住宅耐震診断事業 (補強計画)	0	0	5	2	4	11
木造住宅耐震補強助成事業 (耐震改修)	—	1	11	3	6	21
既存建築物耐震診断事業 (建築物の耐震診断)	0	0	0	0	2	2
耐震型優良建築物等整備事業 (耐震改修)	0	0	0	0	0	0

イ 特定建築物

特定建築物の実態調査結果によると、表 1-5 のとおり、法第 6 条第 1 号に規定する多数の者が利用する特定建築物 (以下「多数の者が利用する特定建築物」という。) の耐震化率は 79.8% である。

特定建築物の耐震化の状況は表 1-6 のとおりであり、昭和 56 年 5 月以前に建築された多数の者が利用する特定建築物 41 棟のうち、耐震診断実施済みのものは 20 棟で耐震診断実施率は 48.8% である。耐震診断の結果、耐震性無は 10 棟、うち耐震改修実施済みのものは 7 棟、未改修のものは 3 棟である。

東海地震による経済被害額を半減させるためには、減災効果の大きな特定建築物の耐震化を継続的に取り組んでいく必要があり、静岡県耐震改修促進計画を踏まえ、多数の者が利用する特定建築物の耐震化率を 10 年後 (平成 27 年度末) に 90% とすることを目標とする。

また、表 1-6 のとおり、多数の者が利用する特定建築物を「災害時の拠点となる建築物」、「不特定多数の者が利用する建築物」、「特定多数の者が利用する建築物」に区分し、それぞれの用途ごと

耐震化の目標も設定する。

表 1-5 特定建築物の耐震化の現状と耐震化の目標 (単位：棟) (平成 18 年 3 月末現在)

法	昭和 56 年 6 月以降の建築物①	昭和 56 年 5 月以前の建築物 ②	建築物数 ④ (①+②)	耐震性有建築物数 ⑤ (①+③)	現状の耐震化率 (%) (平成 17 年度末) ⑤/④	耐震化率の目標 (%) (平成 27 年度末)
		うち耐震性有③				
法第 6 条 第 1 号	78	41 17	119	95	79.8	90
法第 6 条 第 2 号	19	5 0	24	19	79.2	
法第 6 条 第 3 号	27	2 0	29	27	93.1	
合計	124	48 17	172	141	82.0	

特定建築物の一覧表 (法第 6 条)

	用途及び規模
第 1 号	以下の用途で、階数 2 以上かつ延べ面積 500 m ² 以上のもの ・幼稚園、保育所
	以下の用途で、階数 2 以上かつ延べ面積 1,000 m ² 以上のもの ・小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、盲学校、聾学校若しくは養護学校 (以下「小学校等」という。)、老人ホーム ・老人短期入所施設、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの ・老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
	以下の用途で、階数 3 以上かつ延べ面積 1,000 m ² 以上のもの ・学校 (幼稚園及び小学校等を除く。)、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所 ・ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設 ・診療所 ・映画館又は演芸場 ・公会堂 ・卸売市場又はマーケットその他の物品販売業を営む店舗 ・ホテル又は旅館 ・賃貸住宅 (共同住宅に限る。)、寄宿舎又は下宿 ・博物館、美術館又は図書館 ・遊技場 ・公衆浴場 ・飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの ・理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗 ・工場 ・車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの ・自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設 ・郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物
	以下の用途で、延べ面積 1,000 m ² 以上のもの (階数制限なし) ・体育館
第 2 号	危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物 (※政令で定める数量以上の危険物を貯蔵、処理する全ての建築物)
第 3 号	地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあり、その敷地が都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接する全ての建築物

表 1-6 特定建築物の耐震化の現状及び耐震化の目標 (単位：棟、%) (平成 18 年 3 月末現在)

特定建築物		昭和 56 年 6 月以降の建築物 ①	昭和 56 年 5 月以前の建築物 ②	建築物数 ③ (①+②)	耐震性有建築物数 ④	耐震化率* (平成 17 年度末) (%) (④/③)	耐震化率 の目標 (平成 27 年度末) (%)		
法	用途								
法第 6 条第 1 号	災害時の拠点となる建築物	県庁、市役所、町役場、警察署、消防署、幼稚園、小・中学校、高校、病院、診療所、老人ホーム、老人福祉センター、体育館等	27	30	57	44	77.2	90	
		公共建築物	15	20	35	32	91.4	95	
		民間建築物	12	10	22	12	54.5	82	
	不特定多数の者が利用する建築物	百貨店、飲食店、ホテル・旅館、映画館、遊技場、美術館、博物館、銀行等	6	2	8	6	75.0	100	
		公共建築物	2	1	3	2	66.7	100	
		民間建築物	4	1	5	4	80.0	100	
	特定多数の者が利用する建築物	賃貸住宅（共同住宅に限る）、寄宿舎、下宿、事務所、工場等	45	9	54	45	83.3	89	
		公共建築物	15	0	15	15	100.0	100	
		民間建築物	30	9	39	30	76.9	85	
	計		78	41	119	95	79.8	90	
		公共建築物	32	21	53	49	92.5	97	
		民間建築物	46	20	66	46	69.7	85	
	同 2 号	危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物		19	5	24	19	79.2	
			公共建築物	0	0	0	0	—	
			民間建築物	19	5	24	19	79.2	
同 3 号	地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とする恐れのある建築物		27 (20)	2 (2)	29 (22)	27 (20)	93.1 (90.9)		
		公共建築物	2 (2)	1 (1)	3 (3)	2 (2)	66.7 (66.7)		
		民間建築物	25 (18)	1 (1)	26 (19)	25 (18)	96.2 (94.7)		
合計		124	48	172	141	82.0			
	公共建築物	34	22	56	51	91.1			
	民間建築物	90	26	116	90	77.6			

※国の耐震化率の算定方法に準じて推計

※ () は、平成 27 年度までに耐震化を図る地震時に通行を確保すべき道路（法第 5 条第 3 項第 1 号に基づき指定する道路）に面する特定建築物数（内数）

(3) 市が所有する公共建築物の耐震化の目標設定

本市では、学校、庁舎等の公共建築物について、耐震診断を行い、その結果等を公表するとともに、具体的な耐震化の目標と整備プログラムを策定することに取り組んでいる。

平成 18 年 12 月、市が所有する公共建築物（以下「市有建築物」という。）の耐震性能に係るリストを公表した。今後、耐震性が不足する市有建築物について耐震化の実施方法等を定めた耐震化計画を策定し、計画的に耐震化を進めていく予定である。

平成 18 年 3 月 31 日現在、市有建築物の耐震化率は 79.0%（県が想定している東海地震に対する耐震化率）であり（表 1-7）、東海地震に対して耐震性能がやや劣るランクⅡ、耐震性能が劣るランクⅢの建築物及び非診断建築物の計 22 棟について耐震化（実施方法は、耐震補強、建替え、解体、用途廃止等）に着手し、最終目標とする耐震化率 100%の早期実現を図る。（表 1-8）

表 1-7 市有建築物の耐震性能

（平成 18 年 12 月 1 日現在）

建築物の用途※ ¹	東海地震に対する耐震性能 を表わすランク※ ²				非診断 （解体、用 途廃止等）	計
	Ⅰ		Ⅱ	Ⅲ		
	Ia	Ib				
(1) 災害時の拠点となる建築物	29 棟	26 棟	10 棟	2 棟	4 棟	71 棟
(2) 多数の者が利用する建築物	6 棟	4 棟	0 棟	2 棟	4 棟	16 棟
(3) 市営住宅	0 棟	12 棟	0 棟	0 棟	0 棟	12 棟
(4) その他の主要な建築物	5 棟	1 棟	0 棟	0 棟	0 棟	6 棟
計	40 棟	43 棟	10 棟	4 棟	8 棟	105 棟
構成割合	38.1%	41.0%	9.5%	3.8%	7.6%	100%
東海地震に対する耐震化率※ ³	79.0%					
(参考)建築基準法上の耐震化率※ ⁴	88.6%					

※1,2 東海地震に対する耐震性能を表すランクは静岡県が独自に定めたもので、耐震性能を表わすランク（Ⅰ～Ⅲ）及び建築物の用途（(1)～(4)）の内容については「静岡県耐震改修促進計画・資料編」（P25, 26）に定められている。

※3 東海地震に対して耐震性を有するとされる建築物はランクⅠ

※4 建築基準法上で耐震性を有するとされる建築物はランクⅠとランクⅡ

表 1-8 市有建築物の耐震化の目標

区分	現状(H18.12月)	中間目標(H23)	最終目標(H27)
東海地震に対する耐震化率	79.0%	86.7%	91.4%
建築基準法における耐震化率	88.6%	96.2%	100%

2 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

(1) 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組方針

建築物の耐震化を促進するためには、まず、建築物の所有者等が、地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠である。市は、こうした所有者等の取り組みをできる限り支援する観点から、所有者等にとって耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の構築など必要な施策を講じ、耐震改修の実施の阻害要因となっている課題を解決していくことを基本的な取組方針とする。

(2) 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策

市民に対し建築物の耐震診断及び耐震改修の必要性、重要性について普及啓発に積極的に取り組むとともに、耐震診断及び耐震改修等の補助制度と国の税制（耐震改修促進税制、住宅ローン減税）を活用しながら、建築物の耐震改修の促進を図っていく。具体的には、以下のとおりである。

ア プロジェクト「TOUKA I—O」総合支援事業等

表 2-1 補助制度の概要

(平成 18 年 4 月現在)

区分	【事業名】 概要	対象建築物	補助率		
			国	県	市町
木造住宅	【わが家の専門家診断事業】 専門家による木造住宅の無料耐震診断	昭和 56 年 5 月以前	1/2	3/8	1/8
	【既存住宅耐震診断事業】 住宅の耐震精密診断及び補強計画の策定に対する助成	昭和 56 年 5 月以前	1/3	1/6	1/6
	【木造住宅耐震補強助成事業】 木造住宅の耐震補強工事に対する助成 高齢者のみ世帯等には割増助成	昭和 56 年 5 月以前 耐震評点 1.0 未満を 1.0 以上にあげる (0.3 ポイント以上向上)		30 万円 10 万円	任意 10 万円
住宅	【がけ地近接等危険住宅移転事業】 危険ながけに接して建っている住宅の移転に要する費用を補助	災害危険区域内等の危険住宅	1/2	1/4	1/4
建築物等	【既存建築物耐震診断事業】 建築物（住宅以外）の耐震診断に対する助成	昭和 56 年 5 月以前	1/3	1/6	1/6
	【建築物耐震補強助成事業】 特殊建築物等の耐震改修工事に対する助成	昭和 56 年 5 月以前 D I D 地区内等で一定の規模・用途に限る	1/3	1/6	1/6
ブロック塀	【ブロック塀等撤去事業】 ブロック塀の撤去工事に対する助成	道路及び避難地に面する危険なブロック塀等		1/2	1/2
	【ブロック塀等改善事業】 ブロック塀の改善工事に対する助成	避難地、避難路及び緊急輸送路に面する危険なブロック塀等		1/2	1/2

イ 住宅ローンの優遇制度

平成 18 年度に静岡県と県内金融機関は、「耐震性の低い木造住宅の耐震化の促進」等を図るため、協定を締結し、金融機関は住宅ローンの優遇制度を創設した。

これは、県内の昭和 56 年 5 月以前に建築された木造住宅で、耐震評点 1.0 未満のものを建替える者等は、各金融機関の定める金利の優遇、手数料の割引などの優遇措置が受けられる制度である。

(3) 安心して耐震改修を行うことができる環境の整備

ア 専門技術者の紹介体制の整備

市民から「わが家の専門家診断事業（木造住宅の耐震診断・相談）」を行う建築士等の専門家「静岡県耐震診断補強相談士」や、安心して補強工事の相談できる建築士、大工、工務店に勤務している者「住宅直し隊」の登録名簿の閲覧の希望があった場合には、閲覧に供している。

イ 市民への向け講習会の開催

市では、市政に対する理解と関心を深めていただき、より開かれた市政を推進することを目的に「菊川市まちづくり出前行政講座」を実施しています。その講座メニューに「東海地震に備えて安全対策」を盛り込み、10 人以上の団体からの依頼により講習会を実施する。

今後も、建築物防災週間等の各種行事やイベントの機会をとらえ、建築物の耐震診断及び耐震改修の必要性について普及啓発を図る。

(4) 地震時の総合的な安全対策

ア 建築物以外の事前の対策

平成 17 年 3 月の福岡県西方沖地震や同年 8 月の宮城県沖地震の被害の状況から、ブロック塀の安全対策、窓ガラスの飛散対策、大規模空間を持つ建築物の天井の落下防止対策の必要性が改めて指摘されている。このため、市では県と連携し被害の発生するおそれのある建物を把握するとともに、建物所有者等に必要な対策を講じるよう指導しており、今後も、引き続き、指導していく。

イ 地震発生時の対応

地震により建築物及び宅地等が被害を受け、被災建築物等の応急危険度判定が必要な場合は、市は判定実施本部等を設置し、全国に対し不足する応急危険度判定士の派遣要請や判定士の受け入れ等必要な措置を講じる。

また、被災建築物の被災区分度判定の結果、補修することにより継続使用が可能な建築物等については、「震災建築物の被災区分度判定基準及び復旧技術指針」（(財)日本建築防災協会）に基づき家屋の応急復旧を行う。

(5) 優先的に着手すべき建築物等の設定

ア 優先的に着手すべき建築物は、次のとおりとする。

- ・ 地震が発生した場合において災害応急対策の拠点となる庁舎、公民館、警察署及び消防署、医療活動の中心となる病院及び診療所並びに避難所となる学校及び体育館等その他防災上特に重要な既存建築物。
- ・ 耐震改修促進法の特定建築物

- ・ 文化財である建築物、文化財が収蔵されている建築物等
- ・ 木造住宅

イ 重点的に耐震化すべき区域は、次のとおりとする。

- ・ 地震対策推進条例第 15 条第 4 項の緊急輸送路、避難路又は避難地等の沿道

3 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

(1) ハザードマップの作成・公表

市では、「菊川市防災マップ（ハザードマップ）」を作成し、住民に配布するなど、周知に努めている。

また、県では、東海地震又は神奈川県西部地震の被害想定結果やハザードマップ（加速度分布図、震度分布図、液状化危険度図、津波浸水域図、地震動・液状化による建物被害率図等）を静岡県防災情報インターネットGISによって公開している。（<http://gis.pref.shizuoka.jp/bousai>）

(2) 相談体制の整備・情報の充実

本市では、都市計画課を建築相談窓口として、専門家診断の申込みや各種補助事業の申請のほか、住民からの建築相談に応じている。なお、技術的な相談は県袋井土木事務所と連携し対応している。

次に、家具の固定については安全課が窓口となり、県地域防災局等と連携し対応している。たまた、契約や金銭上のトラブルについての相談は商工観光課が相談窓口を設けて対応している。

さらに、県ではインターネットを通じて耐震補強に必要な情報を提供するためにホームページ「耐震ナビ」（<http://www.taishinnavi.pref.shizuoka.jp>）を公開している。耐震ナビでは、想定される東海地震や補助制度について、設計者や施工者だけでなく、一般の県民にもわかりやすく解説している。

(3) パンフレットの作成とその活用

本市では、県で作成した、耐震補強の流れを説明した一般の方向けの「耐震補強で補助金が受られます」、耐震診断を実施した方向けの「耐震補強のすすめ」、耐震補強を具体的に考えている方向けの「木造住宅耐震リフォーム事例集」など各種のチラシ、パンフレットを活用し市民に説明をしている。

また、建築物防災週間等の各種行事やイベントの機会をとらえ、建築物の耐震診断及び耐震改修の必要性について普及啓発を図っている。

(4) リフォームにあわせた耐震改修の誘導

各種の相談会等でリフォームにあわせた耐震改修の誘導を行っており、今後もこのような取組みを継続していく。

(5) 自治会等との連携

地震防災対策の基本は、「自らの命は自ら守る」「自らの地域は皆で守る」であり、地域が連携して地震対策を講じることが重要である。市内には、自治会単位ごとに132の自主防災組織があり、市と連携した活動を継続的に行っている。

市は、自治会や自主防災組織等に対して、耐震診断又は耐震改修の啓発のため、出前講座の開催など必要な支援を行っている。

4 その他耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

(1) 関係団体による協議会の設置、協議会による事業の概要及び連携

(社) 静岡県建築士会、(社) 静岡県建築設計事務所協会をはじめ、県内の建築関係 11 団体で構成されている静岡県木造住宅耐震化推進協議会が平成 15 年に設立され、積極的に木造住宅の耐震化を推進している。協議会の事業は以下のとおりである。

- ・木造住宅の地震対策に関する普及、啓発活動
- ・木造住宅の耐震に関する研修会、講習会等の開催
- ・ブロック塀や家具の転倒防止対策
- ・震後の被災建築物の復旧・復興活動
- ・木造住宅の耐震診断、耐震改修の促進
- ・耐震関連業務の受託
- ・会員の交流及び業務活性化

今後、菊川市においても、関係団体と連携し市での組織化を図る。

東海地震説の発表以来、特定建築物等の大規模な建築物の耐震改修を推進してきている建築関係団体と更なる連携を図り、所有者に対する啓発を行っていく。

(2) その他

本計画は、原則 5 年ごとに検証する。

耐震改修促進計画を実施するに当たり、必要な事項は別途定める。